

（仮称）東京都社会的責任調達指針案について （事務局説明資料）

令和5年10月26日

今後の策定スケジュールについて

調達指針（共通基準）策定スケジュールについて

- 第一回会議においては、令和5年10月を目途に策定・公表する予定としていたところ
- これまで、関係分野におけるステークホルダーや各委員より、**調達指針の目指すべき方向性等**について、**多様なご意見**を頂いている
- 本取組は、**都と受注者等と共同の取組**として位置付けていることから、その検討にあたっては、**多様な主体を巻き込み、理解を得ながら進めていく**ことが必要

 策定スケジュールを**令和6年5月公表**予定に変更し、**十分な議論の期間を確保**

	R5年									R6年					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
見直し案	◆第1回会議 (4/10)			◆第2回 (7/21)		◆第3回 (8/31)	◆第4回 (10/26)		◆第5回 (11月下旬)	◆第6回 (1月下旬～2月上旬)			◆第7回 (4月)		
											★案公表 (2月中旬) 			★公表 (5月)	

用語の定義について

用語の定義について

- 用語の定義について、**調達指針の冒頭で掲載**
- 「**サプライヤー**」「**調達物品等**」「**製造・流通等**」といった用語について、**事業者が理解しやすい表現に修正**
- その他「**法令等**」「**労働者等**」「**外国人・移住労働者**」についても定義

用語		意味
修正前	修正後	
調達物品等	工事・物品委託等	東京都が調達する工事、建築資材・副資材、設備・備品・消耗品、各種サービス等（電磁的方法により提供されるものを含む）。
サプライヤー	受注者等	東京都が調達する工事・物品委託等の契約の相手方。
サプライチェーン	同左	原材料の採取を含め、受注者等に供給するまでの製造や流通等の各段階を担う事業者（部品・材料供給者、下請け先、再委託先などを指す）。
サプライヤー等	調達関連事業者	受注者等及びそれらのサプライチェーン
製造・流通等	調達過程	東京都との工事・物品委託等の契約履行にあたっての国内外における、原材料の採取、製造、制作、建設、流通、運営などのプロセス。
法令等	同左	憲法、条約、法律、条例、政令、府省令、告示、規則、庁令、訓令、通達など、法律及び行政機関の命令。
デュー・ディリジェンス	同左	企業の事業活動及びサプライチェーンなどの取引関係を通じた法令違反、人権侵害、環境汚染等の負の影響を評価した上で、その結果を踏まえた対策を講じ、さらにその効果について検証する継続的なプロセス。
苦情処理メカニズム	同左	人権の侵害を受けた事例や環境への過度な負担が発生している事例など、本調達指針に反する様々な事例について通報を受け付け、その状況を把握し是正・改善するためのメカニズム。

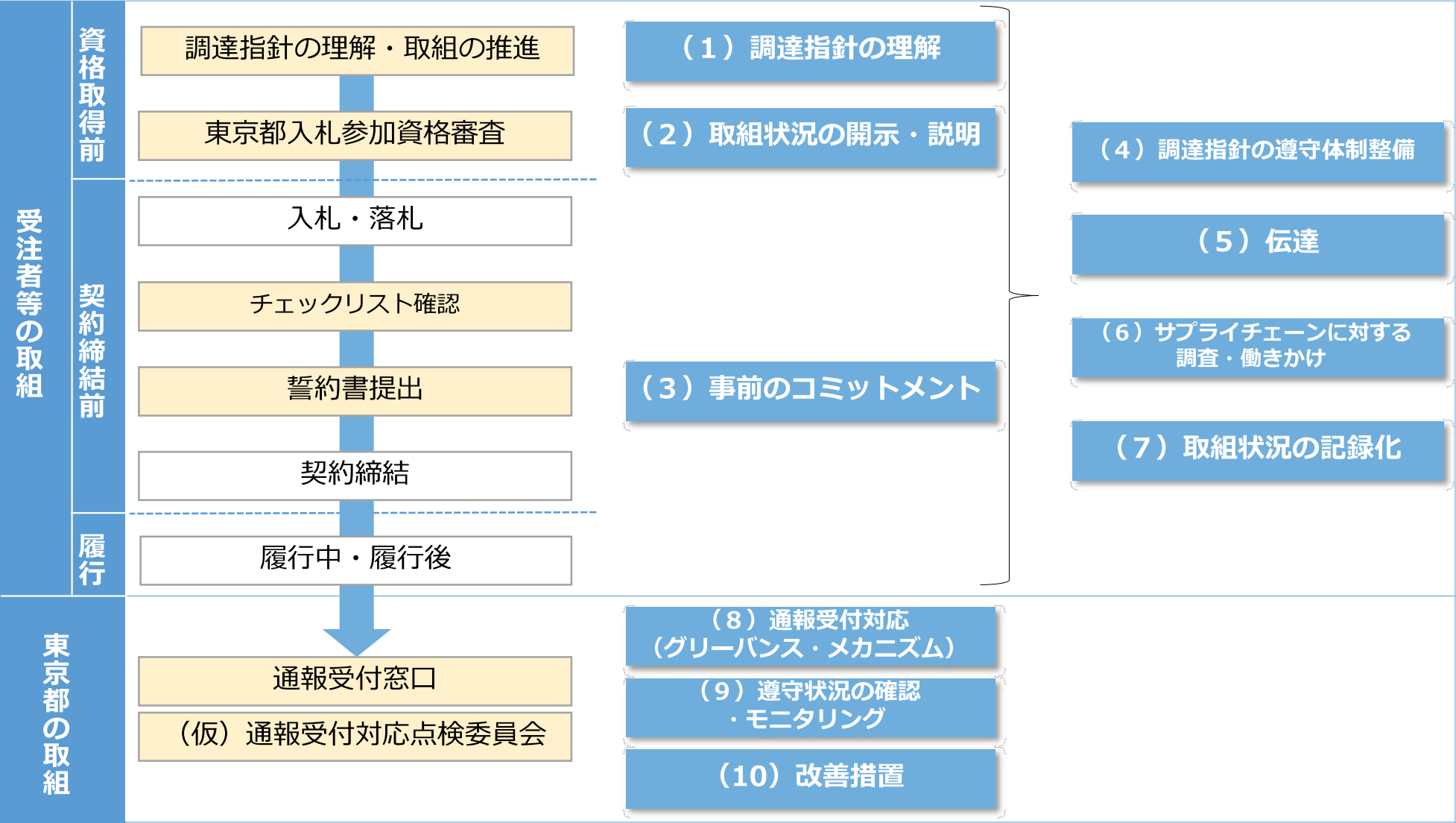
用語の定義について

修正前	修正後	意味
バリューチェーン	同左	製品やサービスの開発を含み、原材料採取、製造、流通、保管、サービスの提供、使用等を経て、廃棄やリサイクル等の処分に至るまでの製品やサービスのライフサイクル全体を指す。
オフセットスキーム	同左	カーボンクレジットを用いた CO ₂ 相殺手法。カーボンクレジットは、ボイラーの更新や太陽光発電設備の導入、森林管理等のプロジェクトを対象に、そのプロジェクトが存在しなかった場合の排出量及び炭素吸収・炭素除去量の見通し（ベースライン排出量等）と実際の排出量等（プロジェクト排出量等）の差分について、MRV（モニタリング・レポーティング・検証）を経て、国や企業等の間で取引できるように認証されたものを指す。
インクルージョン	同左	「包摂性」を意味し、多種多様な人々が差別やハラスメントを受けることなく、受け入れ合うこと。
女性のエンパワメント	同左	女性が自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、さまざまなレベルの意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力をもつこと。
リプロダクティブヘルス・ライツ	同左	性と生殖に関する健康と権利。子どもの数、出産間隔、出産する時期を自由にかつ責任をもって決定でき、そのための情報と手段を得ることができる基本的権利。
ディーセント・ワーク	同左	働きがいのある人間らしい仕事、より具体的には、自由、公平、安全と人間としての尊厳を条件とした、全ての人のための生産的な仕事のこと。
ライフ・ワーク・バランス	同左	仕事と生活の調和のとれた状態。国内では、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成 27 年法律第 64 号）の施行を受け、国等においてワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する調達等の取組が進められている。東京都では、「まずは人生、生活を大切にすべきである」とする考え方に基づき、「ライフ・ワーク・バランス」と呼称している。
労働者等	同左	正規・非正規等の雇用形態を問わず、また、フリーランスの作業従事者を含み、東京都へ工事・物品委託等を提供するにあたり何らかの作業に従事する労働者及び労働者以外の人。
外国人・移住労働者	同左	サプライチェーン上の各拠点における当該国の国籍を有しない労働者（技能実習生、特定技能在留外国人、外国人留学生等を含む）

担保方法の構成について

担保方法の構成について

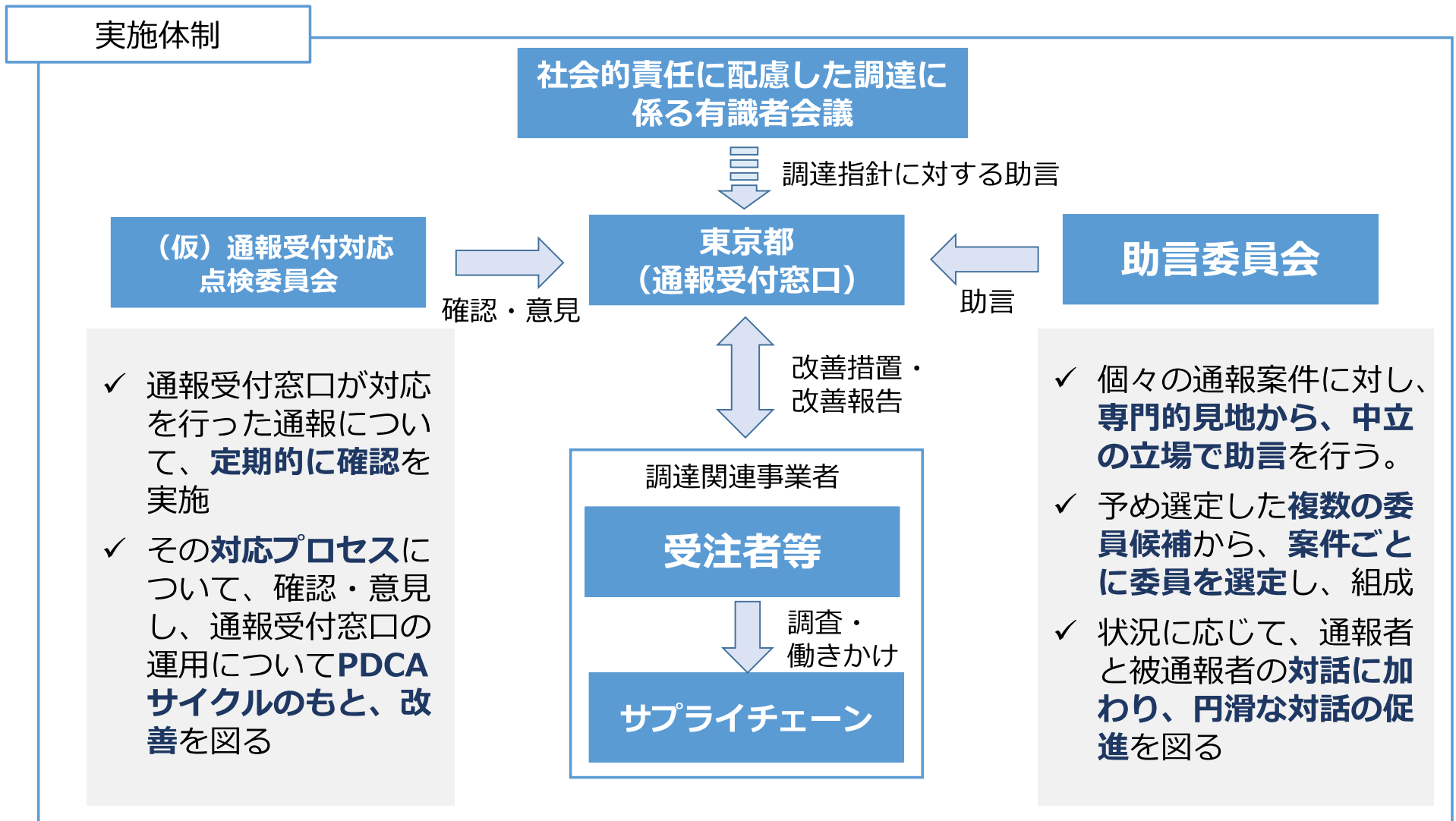
- 担保方法の構成を**受注者等の取組**と**東京都の取組**ごとに区分
- 受注者等の取組については、更に資格取得前、契約締結前、契約締結前後の取組に区分



通報受付窓口について（たたき台）

通報受付窓口について_実施体制（たたき台）

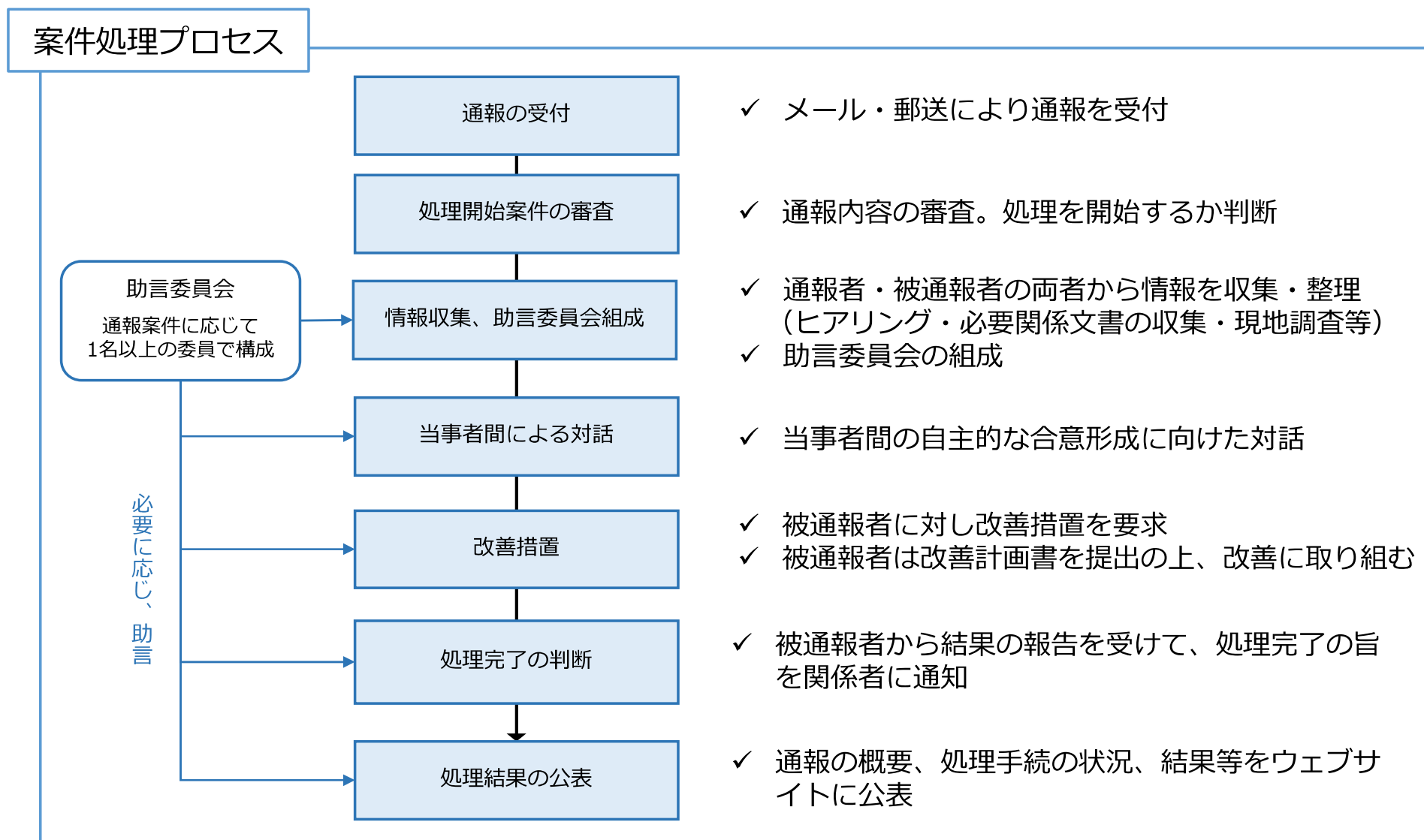
- 通報受付窓口の運用にあたっては、以下のような体制を検討
- （仮）通報受付対応点検委員会により、通報への対応状況を定期的に確認



通報受付窓口について_対象案件・通報者（たたき台）

	範 囲
対象案件	➤ 東京都が調達する工事・物品委託等に関する案件であって、調達指針の不遵守に関する通報 ➤ 対象となる工事・物品委託等は履行中のもの及び履行完了後一定期間以内のもの 以下は対象外 (a)他の紛争処理手続において係争中であるなどの場合 (b)実質的に同一の案件について既に本通報受付窓口業務における手続が行われている場合 (c)悪意のある通報、非常に些細な事案に関する通報などの場合
通報者	調達指針の不遵守の結果として、負の影響を受けたあるいは相当程度の蓋然性で将来負の影響を受けると考えられる当事者及びその代理人（個人、グループあるいはコミュニティ）

通報受付窓口について_案件処理プロセス（たたき台）



第3回有識者会議での指摘事項について

項目	項番	項目名	#	ご指摘（敬称略/頁数は議事録に対応）	対策・修正案	基準案
全体	—	—	1	➤ 落札前の措置に、人権保護を組み入れるべき。 ➤ 人権に関わる契約遵守事項違反事業者の入札参加資格停止及び停止解除の要件の設定、資格登録の際の人権尊重啓発を目的とした手続（例：東京2020競技大会組織委員会「持続可能性の確保に向けた取り組み状況に関するチェックリスト」の提出）、調達指針「持続可能性に関する基準」（特に、人権基準）の総合評価方式の社会的価値評価加点への組み入れ、など	入札参加資格の審査時において、調達指針の遵守に向けた取組状況についての、チェックリストの提出を求めている。 調達指針の推奨事項については、契約制度上のインセンティブを付与する検討を今後行う。	—
			2	➤ 東京都は、受注者であるサプライヤーに対して、サプライヤー及びサプライチェーンが調達指針を遵守するために必要なコストを含む適正な金額により発注するべき	調達指針遵守のためのコストを正確に積算することは現状では困難。調達指針の取組を徐々に広げることによって、遵守のためのコストが製品やサービスの価格に転嫁されていくような好循環を東京都の取組として進めていく。	—
			3	➤ 東京都の発注者としての責務を、「3. 東京都の責務」で記載する形をとっているが、発注者として適切な価格で発注する責務(予定価格の設定等)はこちらで十分にカバーできているのか ➤ 公共工事では品確法により価格や工期について具体的に発注者の責務が定められている ➤ 相互に責務を負う契約関係において、発注者側がどこまで責務を負うのかももう少し具体的に記載するべきではないか	検討中。	—
			4	➤ 用語の定義の作成を最初に行うべきではないか	スライド「用語の定義について」参照。	—

項目	項番	項目名	#	ご指摘（敬称略/頁数は議事録に対応）	対策・修正案	基準案
全体	—	—	5	➤ サプライヤーという文言について、読者に十分に意味が伝わる用語になっているのか ➤ 入札する業者にとって分かりやすい文言を使用した方がよいのではないか。部材供給者というイメージも強いので、表現を見直すか、用語の定義においてきちんと整理すべきである。 ➤ 契約における受注者と、受注者がサプライチェーン上関係を持つ主体を区別する必要があるのではないか。 ➤ サプライヤーの文言を整理する際には、循環経済をサプライチェーン全体で実現していくという点が読み手に伝わるよう、この点も踏まえて検討すべきである ➤ サプライヤーという文言だと若干誤解が生じる恐れがあるので、より一般的に東京都側で使用している用語を使った方がよいのではないか	「サプライヤー」→「受注者等」とし、「サプライチェーン」はそのままとする。 その他、事業者に分かり難いと思われる表現を修正。	—
			6	➤ 労働安全衛生法に基づく省令で、労働者以外の人に対する保護措置を義務付けるものもある。『労働者等』の『等』に、労働者以外の人を含むこと、また、それらに対する義務についても記載する必要がある。 ➤ “労働者等”という文言について、フリーランスの方が含まれているか否かなど、どのように整理されているのか。 ➤ “労働者等”の定義について、フリーランス、正規・非正規労働者などどのように整理されているのか	スライド「用語の定義について」参照。 <u>労働者等：</u> <u>正規・非正規等の雇用形態を問わず、また、フリーランスの作業従事者を含み、東京都へ工事・物品委託等を提供するにあたり何らかの作業に従事する労働者及び労働者以外の人。</u>	—
(1) 全般	1.1	法令遵守	7	➤ 法令をもう少し具体的に示した方がよい。特に都が国際基準より高い水準の条例等を持っているのであればそれを書くべきではないか	法令等については用語の定義にて、条例等を含むとしたため、高い水準の条例がある場合においては、当該条例を遵守する義務が生じる。	—
(2) 環境	導入文	—	8	➤ 都のグリーン購入推進方針等が国際基準に達しているのか、もしくは超えるものになっているかなど、関係性を示す表が必要	グリーン購入に関する統一的な国際基準はないと認識している。 なお、「東京都グリーン購入推進方針」は、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」と基本的な趣旨や水準は同等以上としており、「東京都グリーン購入推進方針」に基づき策定された「東京都グリーン購入ガイド」において、水準1として定めたものについては、原則として仕様に盛り込み契約。	—

項目	項番	項目名	#	ご指摘（敬称略/頁数は議事録に対応）	対策・修正案	基準案
(4) 労働	導入文	—	9	➤ “成長の源泉となる「人」”、“誰もが個性を生かし、力を発揮できる社会”などもう少し膨らませて良いのではないかと？	基準案を修正。	労働は、調達過程の各段階に関係するものであり、国内外で強制労働、児童労働、長時間労働、外国人労働者の問題が指摘される中、東京都は、ディーセント・ワークの実現に向けて、適正な労務管理と労働環境の確保を求めている。 また、<u>社会の成長の源泉は「人」であることから、誰もが個性を生かし、力を発揮できる社会の実現にあたり、ライフ・ワーク・バランスの推進や人材育成機会の拡充等</u>が必要である。
	4.6	賃金・報酬	10	➤ 本項の義務的事項は、前半記載の、最低賃金の支払いのみである。 ➤ しかし、ILO（1944年フィラデルフィア宣言、2008年公正なグローバル化のための社会正義に関するILO宣言）が示すとおり、ディーセント・ワークの実現には、後半の推奨的事項に記載の、労働の価値に見合った公正な賃金、生活に必要なものを賄うことができる生活賃金（リビングウェッジ）が必要である ➤ 同時に、適正価格の取引の観点から、公共調達に従事する一人親方等のフリーランスへの報酬も同様の水準が保たれるべきである。 ➤ 従って、本項を「賃金・報酬」とし、後半の推奨的事項も義務的事項として、「サプライヤー等は、労働・業務の価値に見合った、生活に必要なものを賄うことができる水準の賃金・報酬の支払いに努める」という努力義務契約とするべきである ➤ 使用者側の立場からすると、労働関連法制等で定められている以上の水準を盛り込む場合、義務や努力義務ではなく推奨加点項目とすべき（ハードルを上げすぎてしまうと、公共調達に参加できない事業者が多く出てしまう）	基準案を修正。	調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程に従事する労働者に対して、法令で定める最低賃金額以上の賃金及び適切な手当を支払わなければならない。 調達関連事業者は、労働の価値に見合った、生活に必要なものを賄うことのできる水準の賃金・報酬の支払いに努めるべきである。
	4.7	長時間労働の禁止	11	➤ 「労働時間等に関する規定の適用除外となっている労働者」当該労働者が建設・運輸労働者を指しているのであれば、2024年4月から時間外労働の上限規制が適用されることから、2024年4月以降は、当該記載を削除する必要がある。 ➤ なお、仮に、臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合（特別条項）であっても、時間外労働と休日労働の合計が月100時間以上となる場合を含め、上限を超える時間外労働・休日労働を命じることはできない。	適用除外について、オリパラ調達コードの解説を確認したところ、上限規制の猶予の趣旨ではなく、労働基準法第41条に定められる適用除外（監督若しくは管理の地位にある者など）を指し、改正後の労働基準法においても引き続き残る部分であるため、記載を残す。	調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程において、違法な長時間労働（労働時間等に関する規定の適用除外となっている労働者については健康・福祉を害する長時間労働）をさせてはならない。 また、調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程において、労働者の労働時間を適切に管理すべきである。

項目	項番	項目名	#	ご指摘（敬称略/頁数は議事録に対応）	対策・修正案	基準案
(4) 労働	4.8	職場の安全・衛生	12	労働分野の法律遵守に関して、「法令等」の「等」に「法律」、「政令」、「省令」、「告示」に加え、「通達」も含むことが重要であり、その点について明記することが重要である。例えば、労働災害防止のための対策を指導する「指導通達」は労働者に対する義務（安全配慮義務）の解釈の基準となり、通達に違反して災害が発生すれば、企業はその損害を賠償する責任も生じうる。	指摘のとおり「通達」を含む形で定義を行う。スライド「用語の定義について」参照。	—
	4.9	外国人・移住労働者	13	日本が批准している、ILO第181号条約は、『民間職業仲介事業所は、労働者からいかなる手数料又は経費についてもその全部又は一部を直接又は間接に徴収してはならない』と規定している。少なくとも都の調達指針においては、手数料を技能実習生に負担させないこと、すなわち、受け入れ企業、または管理団体による負担を義務的事項として、契約義務により、条約違反を回避する必要がある	基準案を修正。	調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程のために自社が所在する国内で働く外国人・移住労働者（技能実習生・特定技能在留外国人・外国人留学生を含む。）に対しては、関連する法令に基づき適切な労働管理を行い、賃金の不払い、違法な長時間労働のほか、旅券等の取上げ、強制帰国、保証金の徴収などの違法又は不当な行為を行ってはならず、離職、転職、送出国への帰還の自由や私生活の自由を尊重しなければならない。 また、法令や行政指導に基づき、当該労働者の理解可能な言語で労働条件を書面で交付しなければならない。 調達関連事業者は、外国人・移住労働者のあつせん・派遣を受ける場合、当該あつせん・派遣をする事業者が法令に基づく許可を受けているか、外国人・移住労働者から仲介手数料を徴収していないか、外国人・移住労働者の権利を不当に侵害していないか等について確認すべきであるしなければならない。 このほか、調達関連事業者は、適切な住環境への配慮、外国人・移住労働者が苦情申入れ・相談を容易に行えるようにするための体制整備や権限ある関係機関との連携にも取り組むべきである。
			14	"自社が所在する国内"という文言について、重層的なサプライチェーンにおける実際の現場は、"自社が所在する国内"とは別の国である場合があると思うが、本文言は適切なのか	基準案を修正。	
			15	"外国人・移住労働者"という文言については、本文の中で定義を記載するよりも、用語の定義において定義を記載し、本文はよりシンプルな記載にとどめた方が分かりやすいのではないかと	基準案を修正。 外国人・移住労働者については、用語の定義において、詳細を記載することとする。	
(5) 経済	5.1	腐敗の防止	16	受注者に連なる事業者は"収賄"は出来ないため、主語をサプライヤー等ではなく、サプライヤーとすべきではないかと	基準案を修正。	調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程において、贈収賄等の腐敗行為に関わってはならない。

項目	項番	項目名	#	ご指摘（敬称略/頁数は議事録に対応）	対策・修正案	基準案
(5) 経済	5.2	公正な取引慣行	17	取引に関する関係法令は、独占禁止法や下請法の他に、建設業法、下請中小企業振興法、2024年秋に施行予定のフリーランス新法などがある。この『独占禁止法や下請法』という文言の後に、『等の取引に関する関係法令等』と記載して、それらの取引関連の法令等の遵守を義務付ける必要がある	基準案を修正。解説で詳細については言及。	調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程において、独占禁止法や下請法等の取引に関する関係法令等を遵守し、ダンピング、買いたたき、談合等の不公正・反競争的な取引を行ってはならない。 調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程において、サプライチェーンにおける下請構造を可視化し適切に管理すべきである。
担保方法			18	- 担保方法の構成について、「契約締結前後、資格審査、入札参加」の用語が契約の時間軸に沿った形で使用されているのか。 - 時間軸ごとにどういう流れでやっていくのか、もう少し明確にしてほしい。	スライド「担保方法の構成について」参照。	—
			19	「事後的に確認し、」という文言について、（一定期間において受けた通報に関して順次確認するといった）途中経過のモニタリングを実施することを想定するにあたって、「事後的に」という文言は適切なのか。事後というと、すべてが完了した後になにかを行うといった印象を受ける		
			20	サプライヤー及びサプライチェーンをはじめとする関係者との共同（3.東京都の責務）、また、信頼できる第三者機関との連携により、調達指針の不遵守等に関する通報の受付、相談・苦情処理、改善、対象者の適切かつ実効的な救済まで一貫して対応するグリーンバンス・メカニズムを構築すべき	今後策定する「運用基準」等において、方向性を規定。	—
			21	すべての労働者・従事者への調達指針の存在、通報受付窓口とグリーンバンス・メカニズムの周知、多言語対応、手続きの簡素化、通報者の保護（5.持続可能性に関する基準（1）1. 2）などを行い、誰もが通報しやすい仕組みとするべき		
			22	グリーンバンスメカニズムについては、労働者を含めてどのように周知していくかが重要である		

（仮称）東京都社会的責任調達指針案（案）

5. 持続可能性に関する基準

オリパラ調達コード	万博調達コード（第2版）	東京都調達指針(案)
4.持続可能性に関する基準 4つの原則を踏まえ、調達物品等に関して、サプライヤー及びライセンシー並びにそれらのサプライチェーン（以下、「サプライヤー等」という。）に求めることを、持続可能性に関する基準として以下のとおり定める。	3.持続可能性に関する基準 博覧会協会は、調達物品等に関して、サプライヤー、ライセンシー及びパビリオン運営主体等並びにそれらのサプライチェーン（以下、「サプライヤー等」という。）に求めることを、持続可能性に関する基準として以下のとおり定める。	5.持続可能性に関する基準 <u>東京都は、工事・物品委託等の調達過程において、調達関連事業者</u>に求めることを、持続可能性に関する基準として以下のとおり定める。
(1) 全般 ①法令遵守 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、各国現地法及び国際法を含め、関係する法令等を遵守しなければならない。	(1) 全般 1.1 法令遵守 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、<u>適用される国内外の法令等を遵守するとともに、国際規範を尊重しなければならない。</u> <u>国際規範と各国の法令等が相反する場合には、各国の法令等を遵守しつつ、国際規範を尊重する方法を追求するものとする。</u>	(1) 全般 1.1 法令遵守 調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程において、適用される国内外の法令等を遵守するとともに、国際規範を尊重しなければならない。 国際規範と各国の法令等が<u>適合していない又は</u>相反する場合には、各国の法令等を遵守しつつ、国際規範を尊重する方法を追求するものとする。
②報復行為の禁止 サプライヤー等は、法令違反や差別、調達コード違反等の行為を通報した者に対し、通報したことを理由として報復行為を行ってはならない。	1.2 通報者に対する報復行為の禁止 サプライヤー等は、法令違反や調達コード違反等の行為に関する通報をした者に対し、通報したことを理由として報復行為を行ってはならない。	1.2 通報者に対する報復行為の禁止 調達関連事業者は、法令違反や調達指針違反等の行為に関する通報をした者に対し、通報したことを理由として報復行為を行ってはならない。

オリパラ調達コード	万博調達コード（第2版）	東京都調達指針(案)
—	1.3 通報受付対応の体制整備 <u>サプライヤー等は、法令違反や調達コード違反等の行為に関する通報を受け付けて対応する体制（グリーンバンス・メカニズム）を整備するように努める。</u>	—
—	—	1.3 工事・物品委託等における適正な履行 <u>調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程において、税金を原資とする公共調達としての趣旨を踏まえ、都民生活及び都民福祉の向上に資する公正な事業運営に最大限努める。</u>
—	—	1.4 持続可能性確保に向けた受注者等の責任 <u>受注者等は、工事・物品委託等の調達過程において、人権侵害行為への加担及び環境への過度な負担を避けるため、人権尊重及び環境保護に関する自社の方針を明確化し公表すべきである。</u> <u>さらに上記の活動または関係者の活動から生じる実際のもしくは潜在的な負の影響を特定し、防止・軽減し、取組の実効性を評価し、どのように対処したかについて説明・情報開示していくため、定期的なデュー・ディリジェンスを行うべきである。</u> <u>加えて負の影響について特定し、是正するための仕組みとして苦情処理メカニズムを備えるべきである。</u>

オリパラ調達コード	万博調達コード（第2版）	東京都調達指針(案)
(2) 環境 現在、日本国内では環境に関する法令や各種方針・ガイドライン等の整備が進んでいることから、組織委員会の調達においても、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）に基づく調達を原則とし、環境負荷低減のために国や東京都等が策定する方針等（国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」や東京都の「東京都グリーン購入推進方針」及び「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」等）に定める水準を満たす物品・サービスを求めることとする。 その上で、個別の物品・サービスの環境性能等については、「持続可能性に配慮した運営計画」において定める目標等も踏まえて指定することとする。 また、物品・サービスそのものの性能についてだけでなく、その製造・流通等においても、環境負荷を低減するための配慮がなされるよう求めていく。	(2) 環境 現在、日本国内では環境に関する法令や各種方針・ガイドライン等の整備が進んでいることから、大阪・関西万博の調達においても、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）に基づく調達を原則とし、環境負荷低減のために国や大阪府等が策定する方針等（国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」や大阪府の「大阪府グリーン調達方針」等）に定める水準を満たす調達物品等を求めることとする。 また、物品・サービスそのものの性能についてだけでなく、その製造・流通等を含むライフサイクルを通じたバリューチェーン全体においても、環境負荷を低減するための配慮がなされるよう求めていく。	(2) 環境 現在、日本国内では環境に関する法令や各種方針・ガイドライン等の整備が進んでいることから、<u>東京都</u>の調達においても、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）に基づく調達を原則とし、環境負荷低減のために国や東京都等が策定する方針等（国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」や<u>東京都の「東京都グリーン購入推進方針」及び「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」</u>等）に定める水準を満たす工事・物品委託等を求めることとする。 また、工事・物品委託等そのものの性能についてだけでなく、その調達過程を含むライフサイクルを通じたバリューチェーン全体においても、環境負荷を低減するための配慮がなされるよう求めていく。
—	—	2.1排出する温室効果ガスの削減 <u>調達関連事業者は、脱炭素社会へ向け、自社の直接的、間接的及びサプライチェーンの温室効果ガス排出量を特定し、温室効果ガス排出量を削減するための措置を実施すべきである。</u> <u>さらには、気候変動が自社の事業に与えるリスクと機会を特定し、既存または予想される影響に対応するための措置を実施すべきである。</u>

オリパラ調達コード	万博調達コード（第2版）	東京都調達指針(案)
①省エネルギー サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等における消費エネルギーの低減に取り組むべきである。その例として、低炭素型原材料の使用、省エネルギー効果の高い設備・物流の導入や建物の断熱化、エネルギー管理システムの導入等が挙げられる。	2.1 省エネルギーの推進 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等における消費エネルギーの低減に取り組むべきである。その例として、省エネルギー効果の高い設備・物流の導入や建物の断熱化、エネルギー管理システムの導入等が挙げられる。	2.2省エネルギーの推進 調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程における消費エネルギーの低減に取り組むべきである。その例として、省エネルギー効果の高い設備・物流の導入や建物の断熱化、エネルギー管理システムの導入、<u>エネルギー効率の良い製品及びサービスの開発、ゼロエミッション車の活用等が挙げられる。</u>
②低炭素・脱炭素エネルギーの利用 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等に関して、CO2 排出係数のより低いエネルギーを使用すべきである。 その例として、再生可能エネルギーや天然ガスなどCO2 排出のより少ない燃料等に由来する電気や熱を使用することが挙げられる。	2.2 低炭素・脱炭素エネルギーの利用 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等に関して、CO2 排出係数のより低いエネルギーを使用すべきである。 その例として、再生可能エネルギーに由来する電気や熱を使用することが挙げられる。 <u>会期中の会場内におけるカーボンニュートラル達成を目指すため、パビリオン運営主体等は、会場内において電気、都市ガス又はLP ガスを使用する場合には、カーボンニュートラルなものを使用しなければならない。</u>	2.3低炭素・脱炭素エネルギーの利用 調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程に関して、CO2排出係数のより低いエネルギーを使用すべきである。 その例として、再生可能エネルギーなど温室効果ガス排出のより少ない燃料等に由来する電気や熱を使用すること<u>や、水素を燃料等に活用することが挙げられる。</u> <u>また、再生可能エネルギーの利用に際しては、低環境負荷に加え、持続可能性、追加性、地域貢献等の観点を踏まえて利用を行うことが望ましい。</u>
③その他の方法による温室効果ガスの削減 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等における温室効果ガスの発生低減に取り組むべきである。その例として、ノンフロン冷媒（自然冷媒）を用いた冷凍冷蔵機器等への代替、オフセット・スキームの活用等が挙げられる。	2.3 その他の方法による温室効果ガスの削減 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等における温室効果ガスの発生低減に取り組むべきである。その例として、ノンフロン冷媒（自然冷媒）を用いた冷凍冷蔵機器等への代替、オフセットスキームの活用等が挙げられる。	2.4 その他の方法による温室効果ガスの削減 調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程における温室効果ガスの発生低減に取り組むべきである。その例として、ノンフロン冷媒（自然冷媒）を用いた冷凍冷蔵機器等への代替、オフセットスキームの活用等が挙げられる。

オリパラ調達コード	万博調達コード（第2版）	東京都調達指針(案)
—	2.4 バリューチェーン全体を通した温室効果ガスの低減に寄与する原材料等の利用 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、バリューチェーン全体を通して排出される温室効果ガスの低減に寄与する原材料や部品、燃料をLCA（ライフサイクルアセスメント）の観点から選択して利用すべきである。その例として、低炭素型コンクリートやリサイクル鋼材などの低炭素型原材料の使用等が挙げられる。 <u>また、調達物品等の航空機輸送にかかる温室効果ガスの排出量や、サプライヤー等関係者の航空機移動にかかる温室効果ガスの排出量をオフセットすることが推奨される。</u>	2.5 バリューチェーン全体を通した温室効果ガスの低減に寄与する原材料等の利用 調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程において、バリューチェーン全体を通して排出される温室効果ガスの低減に寄与する原材料や部品、燃料をLCA（ライフサイクルアセスメント）の観点から選択して利用すべきである。その例として、低炭素型コンクリートやリサイクル鋼材などの低炭素型原材料の使用等が挙げられる。
④3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進 サプライヤー等は、調達物品等に関して、汎用品の活用や分離・分解の容易な構造の採用等により、大会後に再使用・再生利用しやすい製品とすべきである。 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通において、再生品や再生資源を含む原材料を利用すべきであり、また、廃棄物の発生抑制や再使用、再生利用のほか、再使用・再生利用ができない場合のエネルギー回収などの方法で資源の有効利用に取り組むべきである。	2.5 3R（リデュース、リユース、リサイクル）+Renewable 及び循環経済の推進 サプライヤー等は、調達物品等に関して、<u>原材料を効率的に利用することや製品をなるべく長期間使用することなどにより廃棄物の発生抑制（リデュース）を図った上で、汎用品の活用や解体・分離・分解の容易な構造の採用等により、会期後に再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）しやすい製品とすべきである。</u> サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、再生品や再生資源を含む原材料を利用すべきであり、また、廃棄物のうち、再使用・再生利用ができないものであってもエネルギー回収をすることで、資源の有効利用に取り組むべきである。 <u>サプライヤー等は、「3R+Renewable（再生可能資源への代替）」を徹底し、これを徹底した後になお残る廃棄物の適正な処理を確保すべきである。さらに、循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行に向けて、中長期的な視点から資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用することに配慮すべきである。</u>	2.6持続可能な資源利用の推進 <u>調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程において、持続可能な再生品や再生可能資源を含む原材料を積極的に利用するとともに、原材料を効率的に利用し、製品の長寿命化を図ること等により、廃棄物の発生抑制に取り組み、再使用・再生利用を徹底した上で、なお残る廃棄物の適正な処理を確保するべきである（3R+Renewable）。</u> <u>加えて、調達関連事業者は、調達する物品等について、汎用品の活用や解体・分離・分解の容易な構造の採用等により、使用後に再使用・再生利用しやすい製品とすべきである。</u> <u>その上で、調達関連事業者は、循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行に向けて、中長期的な視点から資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用することに取り組むべきである。</u>

オリパラ調達コード	万博調達コード（第2版）	東京都調達指針(案)
⑤容器包装等の低減 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、製品自体の容器包装や、製品を詰める箱、輸送用パレットなどの梱包・輸送資材の最小化に取り組むべきである。 また、再使用・再生利用しやすい容器包装及び梱包・輸送資材を使用すべきである。	2.6 容器包装等の低減及び再生材料や植物由来材料の利用 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、製品自体の容器包装や、製品を詰める箱、輸送用パレットなどの梱包・輸送資材の最小化に取り組むべきである。 また、再生材料や植物由来材料の使用のほか、再使用・再生利用しやすい容器包装等を使用すべきである。	2.7容器包装等の低減及び再生材料や植物由来材料の利用 調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程において、製品自体の容器包装や、製品を詰める箱、輸送用パレットなどの梱包・輸送資材の最小化に取り組むべきである。 また、再生材料や植物由来材料の使用のほか、再使用・再生利用しやすい容器包装等を使用すべきである。
—	2.7 プラスチック製品の使用抑制と環境への流出の削減 サプライヤー等は、「プラスチック資源循環戦略」における3R+Renewableの基本原則を踏まえ、調達物品等の製造・流通等において、ワンウェイのプラスチック製容器包装・製品の不必要な使用・廃棄の抑制やプラスチック製品の使用を抑制し、代替可能性が見込まれる場合には、その機能性を保持・向上した再生材や紙・バイオプラスチック等の再生可能資源への適切な代替を促進すべきである。	2.8 プラスチック製品の使用抑制と環境への流出の削減 調達関連事業者は、<u>2.6の「持続可能な資源利用の推進」を踏まえ</u>、工事・物品委託等の調達過程において、<u>廃プラスチックの発生抑制とリユース、リサイクルを促進すべきである</u>。ワンウェイのプラスチック製容器包装・製品の不必要な使用・廃棄の抑制やプラスチック製品の使用を抑制し、代替可能性が見込まれる場合には、その機能性を保持・向上した再生材や紙・バイオプラスチック等の、<u>資源の持続可能性に配慮した</u>再生可能資源への適切な代替を促進すべきである。

オリパラ調達コード	万博調達コード（第2版）	東京都調達指針(案)
⑥汚染防止・化学物質管理・廃棄物処理 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、各種環境法令に基づき、大気・水質・土壌等の汚染を防止し、化学物質（製品に含有するものを含む）を適切に管理し、また、廃棄物を適切に処理しなければならない。 また、サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、環境や人間の健康への悪影響の回避に取り組むべきである。	2.8 汚染防止・化学物質管理・廃棄物処理 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、各種環境法令に基づき、大気・水質・土壌等の汚染を防止し、化学物質（製品に含有するものを含む）を適切に管理し、また、廃棄物を適切に処理しなければならない。 また、サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、環境や人間の健康への悪影響の回避に取り組むべきである。	2.9汚染防止・化学物質管理・廃棄物処理 調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程において、各種環境法令に基づき、大気・水質・土壌等の汚染を防止し、化学物質（製品に含有するものを含む）を適切に管理し、また、廃棄物を適切に処理しなければならない。 また、調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程において、環境や人間の健康への悪影響の回避に取り組むべきである。
⑦資源保全に配慮した原材料の採取 サプライヤー等は、調達物品等に関して、森林・海洋などからの資源を使用する場合には、違法に採取・栽培された資源を使用してはならない。 また、サプライヤー等は、調達物品等に関して、森林減少・劣化の抑制（森林減少ゼロに向けた取組の普及）の観点を含め、資源の保全に配慮して採取・栽培された原材料を使用すべきである。	2.9 資源保全に配慮した原材料の採取 サプライヤー等は、調達物品等に関して、森林・海洋などからの資源を使用する場合には、違法に採取・栽培された資源を使用してはならない。 また、サプライヤー等は、調達物品等に関して、森林減少・劣化の抑制（森林減少ゼロに向けた取組の普及）の観点を含め、資源の保全に配慮して採取・栽培された原材料を使用すべきである。	2.10 資源保全に配慮した原材料の採取 調達関連事業者は、工事・物品委託等に関して、森林・海洋などからの資源を使用する場合には、違法に採取・栽培された資源を使用してはならない。 また、調達関連事業者は、工事・物品委託等に関して、森林減少・劣化の抑制（森林減少ゼロに向けた取組の普及）の観点を含め、資源の保全に配慮して採取・栽培された原材料を使用すべきである。

オリパラ調達コード	万博調達コード（第2版）	東京都調達指針(案)
⑧生物多様性の保全 サプライヤー等は、調達物品等に関して、資源保存や再生産確保のための措置が講じられていない絶滅危惧種の動植物に由来する原材料を使用してはならない。 また、サプライヤー等は、原材料の採取・栽培時を含む調達物品等の製造・流通等において、希少な動植物の保全、生物やその生息環境への影響の少ない方法による生産等により、生物多様性や生態系への負荷の低減に取り組むべきである。	2.10 生物多様性の保全 サプライヤー等は、調達物品等に関して、資源保存や再生産確保など持続可能な利用のための措置が講じられていない絶滅危惧種等の野生動植物に由来する原材料を使用してはならない。 また、サプライヤー等は、原材料の採取・栽培時を含む調達物品等の製造・流通等において、絶滅危惧種等の野生動植物の保全、生物やその生息環境への影響の少ない方法による生産等により、生物多様性や生態系への負荷の低減に取り組むべきである。	2.11 生物多様性の保全 調達関連事業者は、工事・物品委託等に関して、絶滅危惧種の動植物に由来する原材料を使用してはならない。 また、調達関連事業者は、原材料の採取・栽培時を含む工事・物品委託等の調達過程において、<u>生物多様性及び生態系サービスに対する潜在的な悪影響を特定し、希少な動植物の保全、生物やその生息環境への影響の少ない方法による生産等により、生物多様性や生態系への負荷の低減に取り組むべきである。</u>
—	—	2.12持続可能な水の利用 <u>調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程において、水を保全し、水の使用を削減、節水する為の措置を実施し、可能な限り水を再利用すべきである。</u> <u>調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程において、サプライチェーンにおける拠点のうち水の調達量または使用量の多い拠点について、将来における水リスクの特定及びその公開を実施することが望ましい。特に高い水リスクを有する拠点については、水の適切な利用管理に関する戦略を策定し、水資源のステークホルダーと協力しながら取組を実施することが望ましい。</u>

オリパラ調達コード	万博調達コード（第2版）	東京都調達指針(案)
(3) 人権 組織委員会は、「このオリンピック憲章の定める権利および自由は、人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国あるいは社会のルーツ、財産、出自やその他の身分などの理由による、いかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならない」というオリンピック憲章の理念を強く支持する。また、ダイバーシティ（多様性）とインクルージョン（包摂性）の観点を重視する。	(3) 人権 博覧会協会は多種多様な人々が積極的にまた安心して参加できる環境を整えるとともに、大阪・関西万博から多様な考え方を発信できるようインクルーシブな万博運営を実現することを目指している。	(3) 人権 <u>東京に集う多様な人々の人権が、誰一人取り残されることなく尊重され、東京が、持続可能なより良い未来のために人権尊重の理念が実現した都市であり続けることが重要である。</u> <u>東京都は、このような認識の下、誰もが認め合う共生社会を実現し、多様性を尊重する都市をつくりあげるとともに、様々な人権に関する不当な差別を許さないことを明らかにしており、ダイバーシティ（多様性）とインクルージョン（包摂性）の観点を重視する。</u>
①国際的人権基準の遵守・尊重 サプライヤー等は、調達物品等に関して、人権に係る国際的な基準（特に世界人権宣言、人種差別撤廃条約、自由権規約、社会権規約、拷問等禁止条約、女子差別撤廃条約、児童の権利条約、障害者権利条約、強制失踪条約、人身売買等禁止条約、先住民族の権利に関する国際連合宣言）を遵守・尊重しなければならない。	3.1 国際的人権基準の遵守・尊重 サプライヤー等は、調達物品等に関して、人権に係る国際的な基準（特に世界人権宣言、人種差別撤廃条約、自由権規約、社会権規約、拷問等禁止条約、女子差別撤廃条約、児童の権利条約、障害者権利条約、強制失踪条約、人身売買等禁止条約、先住民族の権利に関する国際連合宣言）を遵守・尊重しなければならない。	3.1 国際的人権基準の遵守・尊重 調達関連事業者は、工事・物品委託等に関して、人権に係る国際的な基準（特に世界人権宣言、人種差別撤廃条約、自由権規約、社会権規約、拷問等禁止条約、女子差別撤廃条約、児童の権利条約、障害者権利条約、強制失踪条約、人身売買等禁止条約、先住民族の権利に関する国際連合宣言）を遵守・尊重しなければならない。
②差別・ハラスメントの禁止 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、人種、国籍、宗教、性別、性的指向・性自認、障がいの有無、社会的身分等によるいかなる差別やハラスメントも排除しなければならない。	3.2 差別・ハラスメントの禁止 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、人種、国籍、宗教、性別、性的指向・性自認、障がいの有無、社会的身分等によるいかなる差別やハラスメントも排除しなければならない。	3.2 差別・ハラスメントの禁止 調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程において、人種、<u>民族</u>、国籍、宗教、<u>信条</u>、性別、性的指向・性自認、障害の有無、社会的身分、<u>門地</u>、<u>文化</u>、<u>年齢</u>等によるいかなる差別やハラスメントも排除しなければならない。

オリパラ調達コード	万博調達コード（第2版）	東京都調達指針(案)
③地域住民等の権利侵害の禁止 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、地域住民等に対する不法な立ち退きの強制や地域の生活環境の著しい破壊等を行ってはいない。	3.3 先住民及び地域住民等の権利侵害の禁止 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、<u>先住民及び地域住民等の権利を尊重する。</u> <u>事前の十分な情報提供に基づく、自由意志による合意に関する権利を尊重し、先住民及び地域住民等に対する不法な立ち退きの強制や地域の生活環境の著しい破壊等を行ってはいない。</u>	3.3 先住民及び地域住民等の権利侵害の禁止 調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程において、先住民及び地域住民等の権利を尊重しなければならない。事前の十分な情報提供に基づく、自由意志による合意に関する権利を尊重し、先住民及び地域住民等に対する不法な立ち退きの強制や地域の生活環境の著しい破壊等を行ってはいない。
④女性の権利尊重 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、女性の権利を尊重し、女性のエンパワメントや男女共同参画社会の推進、リプロダクティブヘルス・ライツの観点から、女性人材の登用や育児休暇の充実等に配慮すべきである。	3.4 女性の権利尊重 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、女性の権利を尊重し、女性のエンパワメントや男女共同参画社会の推進、リプロダクティブヘルス・ライツの観点から、女性人材の登用や育児休暇の充実等に配慮すべきである。	3.4 女性の権利尊重 調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程において、女性の権利を尊重し、女性のエンパワメントや男女共同参画社会の推進、リプロダクティブヘルス・ライツの観点から、女性人材の登用や<u>育業（育児休業）</u>の充実等に<u>取り組む</u>べきである。
⑤障がい者の権利尊重 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、障がい者の権利を尊重し、その経済的・社会的活動への参加を支援するため、障がい者の雇用促進や職場環境のバリアフリー化、障がい者授産製品の使用等に配慮すべきである。	3.5 障がい者の権利尊重 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、障がい者の権利を尊重し、その経済的・社会的活動への参加を支援するため、障がい者の雇用促進や職場環境のバリアフリー化などの<u>合理的配慮の提供、障がい者授産製品等の使用等に配慮すべきである。また、製品・サービスの提供の際には障がい者の利便性や安全性の確保等に配慮すべきである。</u>	3.5 障害者の権利尊重 調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程において、障害者の権利を尊重し、その経済的・社会的活動への参加を支援すべきである。 <u>支援においては、障害者の雇用促進や職場環境のバリアフリー化等のハード面でのバリアフリー化に加え、障害者への理解促進といったソフト面でのバリアフリー化を促進し、障害者支援施設の自主製品等の使用等に取り組むべきである。</u> また、製品・サービスの提供の際には障害者の利便性や安全性の確保等に<u>取り組む</u>べきである。

オリパラ調達コード	万博調達コード（第2版）	東京都調達指針(案)
⑥子どもの権利尊重 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、子どもの権利を尊重し、その健全な育成を支援するため、児童労働の禁止のほか、子ども向け製品・サービスの提供の際の安全性の確保や子どもを世話する親・保護者への支援等に配慮すべきである。	3.6 子どもの権利尊重 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、子どもの権利を尊重し、その健全な育成を支援するため、児童労働の禁止のほか、子ども向け製品・サービスの提供の際の安全性の確保や子どもを世話する親・保護者への支援等に配慮すべきである。	3.6 こどもの権利尊重 調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程において、こどもの権利を尊重し、その健全な育成を支援するため、児童労働の禁止のほか、子ども向け製品・サービスの提供の際の安全性の確保やこどもを世話する親・保護者への支援等に取り組むべきである。
⑦社会的少数者（マイノリティ）の権利尊重 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、民族的・文化的少数者、性的少数者（LGBT等）、移住労働者といった社会的少数者（マイノリティ）の人々の権利を、他の人々と同様に尊重し、それぞれの特性に応じたプライバシー保護にも配慮しつつ、これらの人々が平等な経済的・社会的権利を享受できるような支援に配慮すべきである。	3.7 社会的少数者（マイノリティ）の権利尊重 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、民族的・文化的少数者、性的少数者（LGBT等）、移住労働者といった社会的少数者（マイノリティ）の人々の権利を、他の人々と同様に尊重し、それぞれの特性に応じたプライバシー保護にも配慮しつつ、これらの人々が平等な経済的・社会的権利を享受できるような支援に配慮すべきである。	3.7 社会的少数者（マイノリティ）の権利尊重 調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程において、民族的・文化的少数者、性的少数者（LGBT等）、移住労働者といった社会的少数者（マイノリティ）の人々の権利を、他の人々と同様に尊重し、それぞれの特性に応じたプライバシー保護にも配慮しつつ、<u>社会においてこれらの人々への理解が促進され、</u>平等な経済的・社会的権利を享受できるよう<u>ハード・ソフト両方の観点から適切な支援に取り組む</u>べきである。
(4) 労働 労働は、製造・流通等の各段階に関係するものであり、国内外で児童労働や長時間労働、外国人労働者の問題が指摘される中、組織委員会では、適正な労務管理と労働環境の確保を求めている。 また、ワーク・ライフ・バランスの推進も必要である。	(4) 労働 労働は、製造・流通等の各段階に関係するものであり、国内外で強制労働、児童労働、長時間労働、外国人労働者の問題が指摘される中、博覧会協会は、ディーセント・ワークの実現に向けて、適正な労務管理と労働環境の確保を求めている。 また、ワーク・ライフ・バランスの推進も必要である。	(4) 労働 労働は、調達過程の各段階に関係するものであり、国内外で強制労働、児童労働、長時間労働、外国人労働者の問題が指摘される中、東京都は、ディーセント・ワークの実現に向けて、適正な労務管理と労働環境の確保を求めている。 また、<u>社会の成長の源泉は「人」であることから、誰もが個性を生かし、力を発揮できる社会の実現にあたり、</u>ライフ・ワーク・バランスの推進や人材育成機会の拡充等が必要である。
①国際的労働基準の遵守・尊重 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、労働に関する国際的な基準（特にILOの提唱する労働における基本的原則及び権利（ILO中核的労働基準を含む））を遵守・尊重しなければならない。	4.1 国際的労働基準の遵守・尊重 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、労働に関する国際的な基準（特にILOの提唱する労働における基本的原則及び権利（ILO中核的労働基準を含む））を遵守・尊重しなければならない。	4.1 国際的労働基準の遵守・尊重 調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程において、労働に関する国際的な基準（特にILOの提唱する労働における基本的原則及び権利（ILO中核的労働基準を含む））を遵守・尊重しなければならない。

オリパラ調達コード	万博調達コード（第2版）	東京都調達指針(案)
②結社の自由、団体交渉権 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等に従事する労働者に対して、組合結成の自由及び団体交渉の権利といった労働者の基本権を確保しなければならない。	4.2 結社の自由、団体交渉権 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等に従事する労働者に対して、組合結成の自由及び団体交渉の権利といった労働者の基本権を確保しなければならない。	4.2 結社の自由、団体交渉権 調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程に従事する労働者に対して、<u>妨害、差別、報復、ハラスメントを受けることなく、組合結成の自由及び団体交渉の権利といった労働者の基本権を確保しなければならない。また、求めに応じて、交渉を有意義なものとするための真正かつ公平な情報を提供すべきである。</u>
③強制労働の禁止 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、いかなる形態の強制労働もさせてはならず、また、人身取引に関わってはならない。	4.3 強制労働の禁止 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、<u>不当な身体的又は精神的拘束による、いかなる形態の強制労働もさせてはならず、また、人身取引に関わってはならない。</u>	4.3 強制労働の禁止 調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程において、<u>不当な身体的又は精神的拘束による、いかなる形態の強制労働もさせてはならず、また、人身取引に関わってはならない。</u>
④児童労働の禁止 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、いかなる形態の児童労働もさせてはならない。	4.4 児童労働の禁止 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、いかなる形態の児童労働もさせてはならない。	4.4 児童労働の禁止 調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程において、いかなる形態の児童労働もさせてはならない。<u>児童労働を発見した場合、緊急にこれを禁止・撤廃すべく即時かつ実効的な措置をとらなくてはならない。</u> <u>調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程において、18歳未満の若い労働者が雇用される場合には、健康や安全が損なわれる可能性のある危険な業務への従事及び時間外労働や深夜労働を要求してはならない。</u>

オリパラ調達コード	万博調達コード（第2版）	東京都調達指針(案)
⑤雇用及び職業における差別の禁止 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等に従事する労働者について、人種、国籍、宗教、性別、性的指向・性自認、障がいの有無、社会的身分等による雇用や賃金、労働時間その他労働条件の面でのいかなる差別もしてはならない。	4.5 雇用及び職業における差別の禁止 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等に従事する労働者について、人種、国籍、宗教、性別、性的指向・性自認、障がいの有無、社会的身分等による雇用や賃金、労働時間その他労働条件の面でのいかなる差別もしてはならない。	4.5 雇用及び職業における差別の禁止 調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程に従事する労働者について、人種、<u>民族</u>、国籍、宗教、<u>信条</u>、性別、性的指向・性自認、障害の有無、社会的身分、<u>門地</u>、<u>文化</u>、<u>年齢</u>等による雇用や賃金、労働時間その他労働条件の面でのいかなる差別もしてはならない。
⑥賃金 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等に従事する労働者に対して、法令で定める最低賃金を支払わなければならない。 サプライヤー等は、生活に必要なものを賄うことのできる水準の賃金の支払いに配慮すべきである。	4.6 賃金 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等に従事する労働者に対して、法令で定める最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。 サプライヤー等は、労働の価値に見合った、生活に必要なものを賄うことのできる水準の賃金の支払いに配慮すべきである。	4.6 賃金 調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程に従事する労働者に対して、法令で定める最低賃金額以上の賃金及び適切な手当を支払わなければならない。 調達関連事業者は、労働の価値に見合った、生活に必要なものを賄うことのできる水準の賃金・報酬の支払いに努めるべきである。
⑦長時間労働の禁止 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、違法な長時間労働（労働時間等に関する規定の適用除外となっている労働者については健康・福祉を害する長時間労働）をさせてはならない。	4.7 長時間労働の禁止 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、違法な長時間労働（労働時間等に関する規定の適用除外となっている労働者については健康・福祉を害する長時間労働）をさせてはならない。	4.7 長時間労働の禁止 調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程において、違法な長時間労働（労働時間等に関する規定の適用除外となっている労働者については健康・福祉を害する長時間労働）をさせてはならない。 <u>また、調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程において、労働者の労働時間を適切に管理すべきである。</u>
⑧職場の安全・衛生 サプライヤー等は、安全衛生に関する法令等に基づき、安全衛生委員会等の設置やメンタルヘルスケアを含め、調達物品等の製造・流通等に従事する労働者等にとって身体的・精神的に安全で健全な労働環境・条件を整えなければならない。 また、サプライヤー等は、労働者にとって仕事と生活の調和のとれた労働環境の整備に配慮すべきである。	4.8 職場の安全・衛生 サプライヤー等は、安全衛生に関する法令等に基づき、安全衛生委員会等の設置やメンタルヘルス対策を含め、調達物品等の製造・流通等に従事する労働者等にとって身体的・精神的に安全で健全な労働環境・条件を整えなければならない。 また、サプライヤー等は、労働者にとって仕事と生活の調和のとれた労働環境の整備に配慮すべきである。	4.8 職場の安全・衛生 調達関連事業者は、安全衛生に関する法令等に基づき<u>必要な許認可をすべて取得し</u>、安全衛生委員会等の設置やメンタルヘルス対策を含め、工事・物品委託等の調達過程に従事する労働者等にとって身体的・精神的に安全で健全な労働環境・条件を整えなければならない。 また、調達関連事業者は、労働者の<u>ライフ・ワーク・バランスの実現に資する労働環境の整備に取り組むべきである。具体的にはテレワークやフレックスタイムの導入、男女問わない育児（育児休業）の取得推進等</u>が挙げられる。

オリパラ調達コード	万博調達コード（第2版）	東京都調達指針(案)
⑨外国人・移住労働者 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等のために自国内で働く外国人・移住労働者（技能実習生を含む。）に対しては、関連する法令に基づき適切な労働管理を行い、賃金の不払い、違法な長時間労働のほか、旅券等の取上げ、強制帰国、保証金の徴収などの違法又は不当な行為を行ってはならず、法令や行政指導に基づき、当該労働者の理解可能な言語で労働条件を書面で交付しなければならない。 また、サプライヤー等は、外国人労働者のあつせん・派遣を受ける場合、当該あつせん・派遣をする事業者が法令に基づく許可を受けているか、外国人労働者の権利を不当に侵害していないか等について確認すべきである。 このほか、サプライヤー等は、適切な住環境への配慮、外国人労働者が苦情申入れ・相談を容易に行えるようにするための体制整備や権限ある労働関係機関との連携にも取り組むべきである。	4.9 外国人・移住労働者 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等のために自国内で働く外国人・移住労働者（技能実習生、特定技能在留外国人、外国人留学生を含む。）に対しては、関連する法令に基づき適切な労働管理を行い、賃金の不払い、違法な長時間労働のほか、旅券等の取上げ、強制帰国、保証金の徴収などの違法又は不当な行為を行ってはならず、法令や行政指導に基づき、当該労働者の理解可能な言語で労働条件を書面で交付しなければならない。 また、サプライヤー等は、外国人・移住労働者のあつせん・派遣を受ける場合、当該あつせん・派遣をする事業者が法令に基づく許可を受けているか、外国人・移住労働者から仲介手数料を徴収していないか、外国人・移住労働者の権利を不当に侵害していないか等について確認すべきである。 このほか、サプライヤー等は、適切な住環境への配慮、外国人・移住労働者が苦情申入れ・相談を容易に行えるようにするための体制整備や権限ある関係機関との連携にも取り組むべきである。	4.9 外国人・移住労働者 調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程において働く外国人・移住労働者に対しては、関連する法令に基づき適切な労働管理を行い、賃金の不払い、違法な長時間労働のほか、旅券等の取上げ、強制帰国、保証金の徴収などの違法又は不当な行為を行ってはならず、<u>離職、転職、送出国への帰還の自由や私生活の自由を尊重しなければならない。</u> また、法令や行政指導に基づき、当該労働者の理解可能な言語で労働条件を書面で交付しなければならない。 調達関連事業者は、外国人・移住労働者のあつせん・派遣を受ける場合、当該あつせん・派遣をする事業者が法令に基づく許可を受けているか、外国人・移住労働者から仲介手数料を徴収していないか、外国人・移住労働者の権利を不当に侵害していないか等について確認<u>しなければならない。</u> このほか、調達関連事業者は、適切な住環境への配慮、外国人・移住労働者が苦情申入れ・相談を容易に行えるようにするための体制整備や権限ある関係機関との連携にも取り組むべきである。
—	4.10 職場における暴力とハラスメントの防止 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、職場における暴力とハラスメントを禁止し、これを防止するための適切な措置をとらなければならない。	4.10 職場における暴力とハラスメントの防止 調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程において、<u>労働者の個人としての尊厳と人格権を尊重し、</u>職場におけるあらゆる形態の暴力とハラスメントを<u>容認してはならない。</u> また、これを防止するための適切な措置をとらなければならない。

オリパラ調達コード	万博調達コード（第2版）	東京都調達指針(案)
—	—	4.11職場における人材育成・研修の提供 <u>調達関連事業者は、労働者に対し、職業経験のすべての段階において、能力開発、訓練及び実習の機会を享受できるように取り組むことが望ましい。</u>
—	4.11 就職困難者の雇用の促進 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、生活困窮者やひとり親といった就職困難者の雇用の促進に配慮すべきである。	4.12就労に困難を抱える者の雇用の促進 調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程において、 <u>就労を希望しながら、心身の障害をはじめ社会的、経済的その他の事由により就労することが困難である者</u> の雇用の促進に <u>取り組むべき</u> である。
(5) 経済 近年、事業活動の公正さに対する社会的な関心が高まっている。また、持続可能性は環境、社会、経済という3本柱で構成されるものであり、経済活動・事業活動においてもこの3つが調和することが期待されている。 特に、日本経済の基盤を形成する中小事業者も含めて、大会に関連する調達に積極的に取り組むことは、新たな市場の開拓や専門技術の向上等を通じて日本経済の持続的成長に貢献する。 さらに、東日本大震災等によって深刻な被害を受けた被災地の復興への配慮も必要である。 このため、組織委員会は、公正な事業慣行や地域経済に関する取組についても重視する。	(5) 経済 近年、事業活動の公正さに対する社会的な関心が高まっている。 また、持続可能性は環境、社会、経済という3本柱で構成されるものであり、経済活動・事業活動においてもこの3つが調和することが期待されている。 特に、日本経済の基盤を形成する中小事業者も含めて、 <u>サプライヤー等が大阪・関西万博に関連する調達に積極的に取り組むことは、新たな市場の開拓や専門技術の向上等を通じて日本経済の持続的成長に貢献する。</u> このため、博覧会協会は、公正な事業慣行や地域経済に関する取組についても重視する。	(5) 経済 近年、事業活動の公正さに対する社会的な関心が高まっている。 また、持続可能性は環境、社会、経済という3本柱で構成されるものであり、経済活動・事業活動においてもこの3つが調和することが期待されている。 特に、 <u>都内</u> 経済の基盤を形成する中小事業者が、 <u>東京都</u> の調達に積極的に <u>参加</u> することは、新たな市場の開拓や専門技術の向上等を通じて <u>国際競争力を高め、都内</u> 経済の持続的成長に貢献する。 <u>また、地域生産・地域消費や地域内経済循環を推進することは、温室効果ガスの低減につながり、気候変動問題の解決に資する。</u> このため、 <u>東京都</u> は、公正な事業慣行や地域経済に関する取組についても重視する。

オリパラ調達コード	万博調達コード（第2版）	東京都調達指針(案)
①腐敗の防止 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、贈収賄等の腐敗行為に関わってはならない。	5.1 腐敗の防止 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、贈収賄等の腐敗行為に関わってはならない。	5.1 腐敗の防止 調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程において、 贈賄 等の腐敗行為に関わってはならない。
②公正な取引慣行 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、独占禁止法や下請法を遵守し、ダンピング、買いたたき、談合等の不公正・反競争的な取引を行ってはならない。	5.2 公正な取引慣行 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、独占禁止法や下請法を遵守し、ダンピング、買いたたき、談合等の不公正・反競争的な取引を行ってはならない。	5.2 公正な取引慣行 調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程において、独占禁止法や下請法等の 取引に関する関係法令等 を遵守し、ダンピング、買いたたき、談合等の不公正・反競争的な取引を行ってはならない。 <u>調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程において、サプライチェーンにおける下請構造を可視化し適切に管理すべきである。</u>
③紛争や犯罪への関与のない原材料の使用 サプライヤー等は、調達物品等の原材料について、武装勢力や犯罪組織の資金源となるなど、紛争や犯罪に関与するものを使用してはならない。	5.3 紛争や犯罪への関与のない原材料の使用 サプライヤー等は、調達物品等の原材料について、武装勢力や犯罪組織の資金源となるなど、紛争や犯罪に関与するものを使用してはならない。	5.3 紛争や犯罪への関与のない原材料の使用 調達関連事業者は、工事・物品委託等の原材料について、武装勢力や犯罪組織の資金源となるなど、紛争や犯罪に関与するものを使用してはならない。
④知的財産権の保護 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、第三者の知的財産権（特許権、著作権、意匠権等）及び営業秘密を侵害してはならない。	5.4 知的財産権の保護 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、第三者の知的財産権（特許権、著作権、意匠権等）及び営業秘密を侵害してはならない。	5.4 知的財産権の保護 調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程において、第三者の知的財産権（特許権、著作権、意匠権等）及び営業秘密を侵害してはならない。
⑤責任あるマーケティング サプライヤー等は、調達物品等のマーケティングにおいて、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）が禁止する不当表示を行ってはならない。 また、サプライヤー等は、調達物品等のマーケティングにおいて、差別的または誤解を与える広告を回避し、子どもに悪影響のある広告を制限するなど、消費者や社会に配慮すべきである。	5.5 責任あるマーケティング サプライヤー等は、調達物品等のマーケティングにおいて、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある不当表示を行ってはならない。 また、サプライヤー等は、調達物品等のマーケティングにおいて、差別的又は誤解を与える広告を回避し、子どもに悪影響のある広告を制限するなど、消費者や社会に配慮すべきである。	5.5 責任あるマーケティング 調達関連事業者は、工事・物品委託等のマーケティングにおいて、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある不当表示を行ってはならない。 また、調達関連事業者は、工事・物品委託等のマーケティングにおいて、差別的又は誤解を与える広告を回避し、子どもに悪影響のある広告を制限するなど、消費者や社会に配慮すべきである。

オリパラ調達コード	万博調達コード（第2版）	東京都調達指針(案)
⑥情報の適切な管理 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、個人情報等を法律に基づき取り扱うとともに、大会に関する業務上知り得た機密事項がサイバー攻撃や内部不正等により外部に漏洩しないよう適切に管理しなければならない。 また、サプライヤー等は、情報セキュリティに関するリスクの高さに応じた情報アクセスの管理強化や漏洩防止体制の確立のほか、万が一、情報が外部に漏洩した場合の原因究明・被害収束のための体制確立などの対策に取り組むべきである。	5.6 情報の適切な管理 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、個人情報等を法律に基づき取り扱うとともに、<u>大阪・関西万博</u>に関する業務上知り得た機密事項がサイバー攻撃や内部不正等により外部に漏洩しないよう適切に管理しなければならない。 また、サプライヤー等は、情報セキュリティに関するリスクの高さに応じた情報アクセスの管理強化や漏洩防止体制の確立のほか、万が一、情報が外部に漏洩した場合の原因究明・被害収束のための体制確立などの対策に取り組むべきである。	5.6 情報の適切な管理 調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程において、個人情報等を法律に基づき取り扱うとともに、業務上知り得た機密事項がサイバー攻撃や内部不正等により外部に漏洩しないよう適切に管理しなければならない。 また、調達関連事業者は、<u>工事・物品委託等の調達過程において</u>、情報セキュリティに関するリスクの高さに応じた情報アクセスの管理強化や漏洩防止体制の確立のほか、万が一、情報が外部に漏洩した場合の原因究明・被害収束のための体制確立などの対策に取り組むべきである。
—	—	5.7 情報の記録と開示 調達関連事業者は、<u>工事・物品委託等の調達過程において</u>、記録、物証、証言の偽造並びに改ざん及び隠蔽その他これらに類する倫理に反する行為を行ってはならない。 <u>また、工事・物品委託等の調達過程に関する情報は、適用される規制と一般的な業務慣行に従うのみならず、事後的な、事業の実施・履行内容の検証等にも耐えるよう、正しく記録し、必要により都の求めに応じて開示しなければならない。</u>

オリパラ調達コード	万博調達コード（第2版）	東京都調達指針(案)
⑦地域経済の活性化 東京大会が求める持続可能性に配慮した調達への参加は、日本の地域・中小事業者が国際的な競争力を高めて活性化し、地域が持続的に発展していく上での有益な経験となる。そのため、組織委員会は、東京都による「ビジネスチャンス・ナビ2020」の取組等とも連携して、日本国内の事業者による持続可能な調達への取組を後押しする。 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等における各種業務の発注や原材料の調達等に関して、ビジネスチャンス・ナビ2020 も活用し、環境面や社会面にも配慮した日本国内の中小企業・農林水産事業者の受注機会の確保や国産品の利用に配慮すべきである。	5.7 地域経済の活性化 大阪・関西万博が求める持続可能性に配慮した調達への参加は、<u>開催国内の地域・中小事業者が国際的な競争力を高めて活性化し、地域が持続的に発展していく上での有益な経験となる。</u> <u>また、開催国内での地域生産・地域消費や地域内経済循環を推進することは、温室効果ガスの低減にも資する。</u> <u>そのため、博覧会協会は、開催国内の地域・中小事業者による持続可能な調達への参加の取組を後押しする。</u> サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等における各種業務の発注や原材料の調達等に関して、開催国内で地域の持続可能な活性化に取り組む地域・中小事業者及び農林水産事業者の受注機会の確保や開催国内で持続可能性を踏まえて生産された商品の利用に配慮すべきである。 <u>ただし、サプライヤー等が、WTO 政府調達協定の対象となる政府調達として調達を行う場合には、同協定を遵守しつつこれを検討しなければならない。</u>	5.8 地域経済の活性化 調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程における各種業務の発注や原材料の調達等に関して、地域の持続可能な活性化に取り組む中小事業者の受注機会の確保や持続可能性を踏まえて生産された商品の利用に<u>努める</u>べきである。 ただし、<u>WTO 政府調達協定の対象となる調達においては、同協定の趣旨を踏まえ、調達関連事業者は可能な範囲で地域経済活性化に取り組むことが望ましい。</u>

（仮称）東京都社会の責任調達指針案（案）

6. 担保方法

6.担保方法

受注者等の取組

資格取得前の取組

(1)調達指針の理解

受注者等となることを希望する者は、東京都が別途作成する解説等を参照・活用するなどして、事前に調達指針の内容を確認しなければならない。

(2)取組状況の開示・説明

受注者等となることを希望する者は、東京都競争入札参加資格審査申請時において、サプライチェーンに対する調査・働きかけを含む調達指針の遵守に向けた取組状況（取り組むことを予定しているものを含む）について、チェックリストにより開示・説明しなければならない。また、契約締結後においても、受注者等は、取組状況について、東京都の求めに応じて開示・説明しなければならない。さらに取組状況について、各種プロセスや負の影響への対処等を定期的に開示することが望ましい。

契約締結前の取組

(3)事前のコミットメント

受注者等は、東京都との契約に際して、誓約書を提出して、調達指針の遵守に向けて取り組むことを誓約（コミット）しなければならない。

契約締結前後の取組

(4)調達指針の遵守体制整備

受注者等は、東京都との間の契約締結の前後を通じて、PDCAサイクルの下、適切な内部統制システムを構築・運用し、調達指針を遵守するための社内体制を整備するべきである。具体的には、経営トップのコミットメント、方針・規程の策定、組織体制の整備、情報伝達ルートの確保、研修・教育、監査・モニタリングの実施等が挙げられる。

(5)伝達

受注者等は、東京都との間の契約締結の前後を通じて、調達指針の内容を自らの事業の関係する役職員及びサプライチェーンに伝達するために、研修・教育などの適切な措置を講じるべきである。なお、調達指針の内容を伝達する際は、伝達を受ける利害関係者が理解しやすい方法で伝達するべく努めるべきである。

(6)サプライチェーンに対する調査・働きかけ

受注者等は、東京都との間の契約締結の前後を通じて、調達指針を遵守した工事・物品委託等の調達過程となるように、サプライチェーンに対して調達指針又はこれと同様の調達方針等の遵守を求めた上で、サプライチェーンに対する調査や働きかけを可能な限り行うべきである。このような調査や働きかけにあたっては、国際規範において要請する「デュー・ディリジェンス」のプロセスをもって調査や働きかけを行うべきである。特に、サプライチェーンにおいて生じた人権・環境等の持続可能性に与える負の影響（持続可能性リスク）が発生した場合においては、その及ぼす負の影響に応じて自らの責任で対応すべきである。

受注者等は、サプライチェーンに対する調査や働きかけにあたっては、共存共栄の理念に基づき、サプライチェーンとの共同の取組として調達指針の遵守を推進できるように、サプライチェーンとのコミュニケーションを重視すべきである。

受注者等は、サプライチェーンとの間の契約において、サプライチェーンに対する調査・働きかけやコミュニケーションを確実にするために必要な内容を仕様書等に記載すべきである。

東京都調達指針(案)

(7)取組状況の記録化

受注者等は、東京都との間の契約締結の前後を通じて、サプライチェーンに対する調査・働きかけを含む調達指針の遵守に向けた取組状況を、東京都の求めがある場合にいつでも提供できるように、可能な限り十分記録化し保管すべきである。

受注者等は、特に調達する物品等を製造（組立・仕上段階）及び保管する施設（当該施設がサプライチェーンのものである場合を含む。）の名称及び所在地について、東京都の求めがある場合に提供できるようにしておかなければならない。また、当該施設に関連するその他の情報についても、東京都の求めがある場合にできる限りこれを提供できるような体制を整備すべきである。

東京都の取組

(8)通報受付対応（グリーンバンス・メカニズム）

東京都は、調達指針の不遵守に関する通報（調達指針の不遵守又はその疑いを生じ得る事実をその内容とするもので、サプライチェーンにおけるものを含む。以下、単に「通報」という。）を受け付け、これに適切に対応するため、通報受付窓口を設置する。

東京都は、通報を受けた場合、当該通報の対象となっている調達関連事業者に対して事実確認を求め、調達指針の不遵守又はその疑いがあると認められる場合等には、調達関連事業者と関係するステークホルダーとの間のコミュニケーションの促進等を図ることも含め、それらが解決するよう必要な対応を行う。

東京都は、通報受付窓口の適正な運用を図るため、受け付けた通報への対応について、事後的に確認し、実効性の確保に向けた助言等を行う第三者で構成される会議体を設置する。

受注者等は、東京都による通報受付対応に協力して対応しなければならない。

(9)遵守状況の確認・モニタリング

東京都は、受注者等から（2）により提出されたチェックリストや、（8）により受け付けた通報の内容を踏まえ、持続可能性に関するリスクの高さに応じて必要があると認めるときは、調達関連事業者の調達指針の遵守状況に関し、確認・モニタリングを実施する。

受注者等は、東京都からの確認・モニタリングに協力しなければならない。上記確認・モニタリングの結果さらなる調査が必要と認める場合、東京都は、受注者等に対し、東京都の指定する第三者による監査の受け入れを求めることがある。

受注者等は、東京都がサプライチェーンにおける調達指針の遵守状況を確認・モニタリングし、又は監査の受け入れを求める場合は、これに協力して対応しなければならない。

(10)改善措置

東京都は、受注者等に調達指針の不遵守があることが判明した場合、当該受注者等に対し改善措置を要求し、一定期間内に改善計画書を提出することを求める。

この場合、受注者等は、当該期間内に改善計画書を提出した上で、東京都から承認された計画書に従って、改善に取り組み、その結果を東京都に報告しなければならない。

サプライチェーンにおける調達指針の不遵守が判明した場合、受注者等は、東京都の求めに応じ、サプライチェーンに対する改善要求の働きかけに協力するとともに、不遵守の是正に努めなければならない。

東京都は、受注者等が調達指針の重大な不遵守があるにもかかわらず適切に改善に取り組んでいないと認められる場合、契約を解除することができる。ただし、受注者等のサプライチェーンにおける調達指針の不遵守に関しては、受注者等が本調達指針の規定及び東京都の要請に基づきサプライチェーンに対し適切な働きかけを行っている限り、契約解除の対象とはならない。